

<b>Title</b>	連邦準備銀行と米国決済制度の発展：1920年代を中心に
<b>Author</b>	島田, 顕生
<b>Citation</b>	経営研究. 47(4); 123-144
<b>Issue Date</b>	1997-02
<b>ISSN</b>	0451-5986
<b>Textversion</b>	Publisher
<b>Publisher</b>	大阪市立大学経営学会
<b>Description</b>	

Osaka City University

In April 2022, Osaka City University and Osaka Prefecture University merge to Osaka Metropolitan University

# 連邦準備銀行と米国決済制度の発展

——1920年代を中心に——

島 田 顕 生

- I はじめに
- II 連邦準備銀行による決済サービスの展開
- III 連邦準備銀行の決済サービスに対する民間銀行の対応
- IV 結びにかえて

## I はじめに

決済制度の形態は、国ごとに大きく異なっている。また、この相違は、銀行組織の発展過程や、国民の支払いに関わる慣行の相違に大きな影響を受けていると考えられる。換言すれば、これらの相違をもたらす諸要因の歴史的な分析が、各国の決済制度が持つ特殊性の解明につながるであろう<sup>1)</sup>。

本稿では、1920年代を中心とした米国の決済制度について取り扱う。この時期が米国決済制度の歴史の中で重要であると思われる理由はふたつある。ひとつは、この時期には、連邦準備銀行が新たに敷設した決済網と既存の民間銀行の決済網との間に安定的な関係が築かれ、現在まで続く「二層化した決済制度」が形成されたためである。ふたつは、この時期に小切手の地域間流通に対する障害が克服された結果、米国のほぼ全ての銀行が、はじめて均質な決済サービスを提供するようになったためである。

前稿で筆者は、連邦準備制度設立以前の米国での小切手決済業務、なかでも隔地間にわたる小切手の決済を取り上げた<sup>2)</sup>。そこでは、銀行間の競争の結果成立した様々な諸慣行によって、個人の振り出す小切手が隔地間決済に利用されるようになったことを示した。また、この過程で発生した数々の問題のために、他所宛小切手の取立に高率の手数料を徴収する慣行が定着し、その利用の拡大に対する大きな障害となったことも明らかにした。それらの問題は、利用者には有利な慣行が形成された結果、取立銀行が多額の未決済残高を抱えなければならなかったことに起因していた。本稿では、1914年に設立された連邦準備銀行が小切手の取立・決済に介入したことによって、小切手の地域間流通に対する障害が克服されていったことを明らかにする。またその過程で、米国の決済制度が民間銀行のコルレス決済網の上に連邦準備銀行の決済網が

覆い被さる形で二層化したことも明らかになる。

まずⅡでは、連邦準備銀行による決済サービスの展開過程を追う。次にⅢでは、これに対する民間銀行の対応について取り扱う。そこでは、民間銀行が二通りの対応をしたことが示される。また、連邦準備銀行が他所宛小切手の取立を標準化したことによって、当座勘定の収益管理手法の普及が促進されたこともあわせて示される。そしてⅣでは、連邦準備銀行の小切手決済への介入が米国の決済システム全体と民間銀行の決済業務に与えた影響についてまとめ、結びにかえたい。

## Ⅱ 連邦準備銀行による決済サービスの展開

### 1. 連邦準備銀行と決済サービス

1913年に成立した連邦準備法は、各地区の連邦準備銀行（以下、連銀と略す）および連邦準備局に小切手の取立を行い、その監督と規制を行う権限を与えた。その結果、中央銀行本体が小切手の取立を直接行うという特殊な決済制度が成立することになった。最初に、このような決済制度が成立することになった背景について簡単に振り返っておく。

まず、従来の他所宛小切手の取立が多くの問題を抱えていたことがあった。従来、他所宛小切手の取立は、各銀行によって個別に行われていた。また、名宛銀行が為替手数料（Exchange Charge）と呼ばれる送金手数料を徴収したり、取立銀行への送金を遅らすことが慣例化していた。これらのために、他所宛小切手の取立に要するコストは非常に高かった。さらに、取立の過程に多数の銀行が介入し、取立にかなりの時間を要したために、介入する銀行や、小切手の振出人が支払不能になる可能性も高かった。加えて、銀行間の債権・債務関係が相殺される機会が失われたために、債権・債務関係の清算に多額の資金が拘束され、現金の輸送が必要になる機会も頻繁に生じた。

これらの問題に対処するのに、銀行は取立依頼者から高率の手数料を徴収するようになったため、他所宛小切手の取立の非効率性は、国民経済全体から見ても大きな損失をもたらした<sup>3)</sup>。そこで、連銀に他所宛小切手の取立を集中し、あわせて集中した決済を行えば、規模の経済によって取立コストの削減が可能になるばかりではなく、決済に伴って必要になる現金を減少させることもできると考えられたのであった。

次に、準備金の集中との関連である。連邦準備制度の成立後、加盟銀行の準備金は3年の移行期間の後に連銀へ集中されることになっていたため、この移行を摩擦なく行うために、連銀が小切手の取立・決済を行うことが求められたのである。連邦準備制度に反対の勢力からは、連銀は緊急時にのみ必要となる現金の貯蔵庫に過ぎないとみなされていたため、連銀に準備金を有効に活用する機構が組み込まれなければ、連銀への支援を得ることは出来なかった。そして、準備の集中のために連銀が決済サービスを実施しなければならないという考えは、連銀が小切手の取立を行えば上で述べた従来からの問題を克服できるという考えと結び付き、より強

く主張されるようになったのである<sup>4)</sup>。また、任意加盟であった連銀への加盟を促進するためにも、当時、銀行業界の懸案であった他所宛小切手の取立を、連銀が有利な条件で行うことは好ましいと考えられていたのである<sup>5)</sup>。

そこで連邦準備法には、小切手の額面金額での取立という魅力的な条項が組み込まれるとともに、銀行間の債権・債務関係の清算を連銀内に集中して行うことが定められた（セクション16）。また、小切手の取立に高率の手数料が徴収されたことへの反省から、連銀が提供するサービスの手数料や、顧客から連銀のサービスを用いる場合に徴収する手数料を連邦準備局が規制する条項も盛り込まれた（同上）。

同法の制定後、このサービスの提供を具体化する作業が行われたが、その中で問題となったのは、小切手金額をどの時点で依頼銀行の勘定に貸記し、名宛銀行の勘定にどの時点で借記するのかということであった。貸記と借記のずれはフロートを生み、連銀の負担を増すため、フロートの発生を防止するためには貸記と借記とを同時に行う必要があった。この点について、1914年1月に設置された準備組織委員会（Preliminary Organization Committee）は、①名宛銀行から支払指図が届き、同行に借記をした上で（据置借記）、取立依頼銀行に貸記する（据置貸記）、②取立依頼を受けた時点で依頼銀行に貸記し（即時貸記）、同時に名宛銀行に借記する（即時借記）、というふたつの方策について検討を行った。しかし、準備組織委員会は、両者どちらを選択するのかについて直接的な判断を下さなかった。ただ、後者が「業務上、より実際的でかつ簡潔」であるとして、その後の議論の中心とすることにしていたのである<sup>6)</sup>。

一方、新たに設置された連邦準備局は、即時貸記、即時借記方式での小切手決済サービスの開始に慎重な態度をとり続けた。不渡りの確認をする前に借記することについては、実務家も法律家も統一した見解を持たなかったこと、準備金の管理が複雑になるなど制度の安定的な運営が疑問視されていたためであった。そのため、同年11月の連銀開業時には、既存の慣行を妨げない程度の限定的なサービスしか提供することができなかった<sup>7)</sup>。

## 2. 任意額面送金制

1915年6月、連邦準備法で規定された小切手の額面取立を即時貸記、即時借記方式で行う任意額面送金制度（Voluntary Plan）が各地区連銀で導入された<sup>8)</sup>。これは、前年の12月からカンザス・シティー、セントルイスの両連銀で先行実施されていた小切手決済サービスを、任意参加の形に変えて新たに実施したものであった。このサービスの対価として、連銀は加盟銀行から手数料を徴収することができたが、今回はそれを徴収しなかった。そのため、利用銀行は小切手を額面金額で即資金に転換することができたのである。こうした利点があったため、連邦準備局は、本制度に参加し、サービスを利用する銀行が増加するであろうと考えていた。

しかし、この予想は大きく外れた。導入当初から参加銀行数は伸び悩み、1915年10月の参加銀行は全国で2,456行にとどまった。この数字は、当時の連銀加盟銀行の約25%、全米の商業

銀行のおよそ8.7%に過ぎなかった<sup>9)</sup>。このように同制度への参加銀行が増えなかった理由として、アトランタ連銀は以下の4つ事柄を挙げている<sup>10)</sup>。第一に、即時借記のために準備預金の維持が困難になったことである。「過振り」を避けるためには無利子の準備預金を多く積むか、連銀から信用供与を受けなければならなかった。いずれにせよ、こうした事態の発生は、参加銀行のコストを必要以上に高めることになった<sup>11)</sup>。第二に、小切手が名宛銀行に到着する以前に借記されるため、名宛銀行が為替手数料を徴収する機会を失ったことである。一般的に銀行の規模が小さくなるほど為替手数料が総収入に占める比率は高く、小銀行が参加しなかったのは、主にこの理由のためであった。また第三に、連銀が同制度に参加した銀行宛小切手しか扱わなかったために、連銀の決済サービスで取り立てられる小切手が少なかったことである。これは、地区連銀間にわたる取立が一部を除いて行われなかったことにも起因していた<sup>12)</sup>。そして第四に、連銀で取り立てられる小切手が少なかったために、小切手の取立を連銀に一本化することができず、本制度への参加が取立コストの削減にはつながらなかったことである。

また、これらの理由は相互に関連していた。すなわち、参加銀行が少ないことによって参加銀行宛小切手の入手が困難になり、連銀への取立依頼を通じた準備預金の積み増しが難しくなる一方、自行宛小切手は連銀を通じて大量に取り立てられる事態が生じたのである。その結果、連銀で記帳される貸記と借記の間に大幅な差が生じ、準備金の管理がより困難になるという悪循環に陥ったのであった<sup>13)</sup>。

このように、任意額面送金制は数々の問題を抱えており、その利用は連銀の決済サービスの拡張を期待した連邦準備局の意に沿うものではなかった。その後、連邦準備局は不評であった勘定記入の方式を改善し、あわせて任意参加でなく強制参加が必要であるとの結論に達し<sup>14)</sup>、翌年7月、新たに強制額面送金制度 (Compulsory Plan) を導入したのである。

### 3. 強制額面送金制

新たに導入された強制額面送金制には、以下のような特徴があった。第一に、全ての連銀加盟銀行が、連銀から呈示を受けた小切手に対し額面金額での支払いをしなければならなくなったことである。第二に、地区連銀間にわたる取立サービスを開始したこと、非加盟銀行宛小切手も、額面金額での支払いが行われることを条件に、取り扱われるようになったことである。これらの変更によって、連銀で取り扱われる小切手が少ないという問題は、とりあえず解決されることになった。そして第三に、勘定記入の方式が変更されたことである。従来の即時貸記、即時借記方式を廃して、新たに据置貸記、据置借記方式が導入された。連銀は、名宛銀行への小切手の送付に必要な日数と同行からの支払指図が届くまでの日数を加えたものを基準に、貸記までに必要な日数を算出し、これを日数一覧表 (Time Schedule) として公表した。その日数は、全国を5つ (即日貸記、受取1日後、2日後、4日後、8日後) の地域に分けるという簡略化した形で示された。そして連銀は、この日数が経過した時点で、自動的に取立依頼銀行

に貸記したのである<sup>15)</sup>。この方式の導入によって、不渡りの確認の前に借記されるという不満は解消された。また、取立依頼銀行にとっても、取立事務を標準化できるという利点があった。

こうした変更の成果は、早速あらわれた。サービス開始6ヶ月後の1916年12月には、全国でおよそ15,000行が額面送金を行い、連銀の決済サービスでの取り扱いが可能になった<sup>16)</sup>。この数字は、当時の全商業銀行28,000行の半数を超えていた。また、連銀の決済サービスで取り扱われる小切手が増加するにつれ、取扱高も著しく増加した。任意額面送金制度が開始された1915年6月から12月末までの期間には、12連銀全体で970万枚、54億ドルが取り扱われたのに過ぎなかった。それが、強制額面送金制が開始された1916年7月15日から12月31日までの期間には、12連銀全体で約2,888万件、金額にして約125億ドルが取り扱われるまでになったのである<sup>17)</sup>。

しかしながら、なお全米で13,000行余りの銀行宛小切手の取り扱いが不可能だったこともあり、連銀の決済網が民間銀行のコレス決済網に完全に代替することはなかった。よって、連銀の決済網をさらに拡張するためには、連銀の決済サービスで取り扱いが可能な小切手を増やすこと、つまり額面送金をしない銀行に額面送金を促すことがぜひとも必要であった。また、送金小切手の発行、資金振替サービス、手形等の取立など、コレス決済網で取り扱われた広範な決済サービスを提供することもあわせて必要であった。とりわけ1917年11月には、加盟銀行の準備金が連銀に完全に集中されることになっていたため、こうした措置をとることは緊急の課題になっていた。

そこで連銀は、1917年4月から連邦準備為替小切手（Federal Reserve Exchange Draft）、連邦準備振替小切手（Federal Reserve Transfer Draft）という二種類の送金小切手の取り扱いを開始し、9月には取立部（Collection Department）を設置して手形類の取立を開始するなど、提供する決済サービスの多様化に努めた。また、1918年6月には地区連銀と連邦準備局等を結ぶ専用通信回線が敷設され、7月には金決済基金（Gold Settlement Fund）が毎日決済されるようになった結果、従来、地区連銀内に限定して行われていた資金振替サービスが全国に拡張された<sup>18)</sup>。さらに同年8月には、強制額面送金制の導入以来、連銀が徴収していた小切手の取扱手数料も廃止された。加えて10月には、連銀非加盟銀行が連銀に送金する際に必要となる運賃、保険料、郵送料などの経費を連銀が負担することになった<sup>19)</sup>。これらの措置は連銀の決済サービスの競争力を高め、連銀加盟銀行の利用頻度を高めることのみを期待して行われたのではなかった。連銀非加盟銀行が連銀に加盟し、額面送金銀行に転換するきっかけになることも期待されていたのである<sup>20)</sup>。

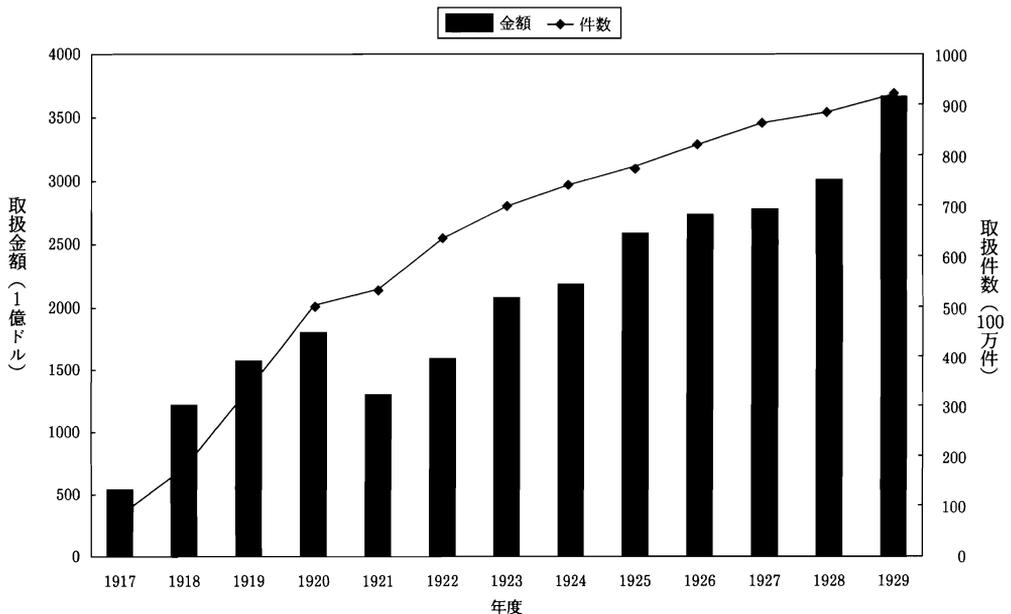
しかし、これらの措置がとられたにもかかわらず、連銀に対して額面送金を行わない非額面送金銀行の数はいっこうに減少しなかった。1918年12月には10,198行<sup>21)</sup>と、1916年末の数字と比較して、わずか2,000行減ったのに過ぎなかったのである。そこで連銀は次第に強硬な措置をとることを余儀なくされた。後で述べるように、連銀は、全国統一的な額面取立制度（Uni-

versal Par Remittance Plan) を確立することが自らに与えられた義務であると考えていたためであった。

連銀がとった方策の中で非額面送金銀行の減少に最も有効であったのは、小切手の店頭での呈示であった。連銀は額面送金を行う銀行が一定数に達した州を額面送金州 (Par States) に指定し、州内のあらゆる銀行宛小切手を額面、非額面の如何を問わず取り扱うようになった。連銀は連邦準備法により為替手数料 (送金手数料) を負担することが禁止されていたので、非額面送金銀行には小切手の呈示を店頭で行い、その場で額面金額全額の支払いを求めたのである。米国では、小切手が店頭呈示された場合には額面金額を現金で支払うこととされていたから、非額面送金銀行は、連銀からの呈示に備えて必要以上の現金を店頭に置かなければならなかった。そして、そのことによる損失が為替手数料収入を断念することから生じる損失よりも大きかったために、不本意ながら連銀の求めに応じる銀行は急増した。1919年8月には、非額面送金銀行は8,000行を割り、翌年3月には2,000行に近づいた。そして1921年1月には1,705行にまで減少したのである<sup>22)</sup>。

こうして連銀の決済サービスで取り扱われる小切手が増えるにつれ、連銀の小切手決済サービスは取扱件数、金額とも順調に拡大していった (図1参照)。これは、連銀の決済サービスを利用すれば、他所宛小切手の取立が無料で、しかも短期間でできるという利便性が民間銀行の間で受け入れられるようになった結果であった<sup>23)</sup>。しかし、連銀の決済サービスの拡張に対

図1 連銀の決済サービスの規模



出展: Annual Report of the Federal Reserve Board 各年度版より作成

する民間銀行の対応は、決して一様ではなかった。次節では、この点について検討しよう。

### Ⅲ 連邦準備銀行の決済サービスに対する民間銀行の対応

本節では、連銀の決済サービスの拡張に対して、民間銀行がどのように対応したのかについて検討する。まず最初に、民間銀行の直接的な対応を中心地（ニューヨーク）と地方の銀行に分けて見ることにする。

#### 1. ニューヨーク市の銀行の対応

連銀が設立される以前のニューヨークでは、手形交換所協会による取立手数料規制が実施され、他所宛小切手の取立の際に手数料の徴収が行われていた。これは、1890年代後半の不況による収益率の低下を背景としていた。取立手数料制の導入は、取立に要するコストを預金者に転嫁するものであるから、銀行にとっては都合のよい方策であった。しかし、その料率は当時の支配的な金利水準から考えても明らかに高かったため、こうした手数料の存在は利用者にとって大きな負担となっていた<sup>26)</sup>。

20世紀に入り収益の回復傾向が明らかになるにつれ、高率の取立手数料に対する利用者の反感は強まっていった。この反発は、コルレス預金の一部がフィラデルフィアなど小切手の無料取立を行う都市に流出するという形であられるようになった。そのため、他の都市との競争関係上、取立手数料の削減に向けて何らかの措置をとる必要があると考えられるようになった。加えて、1911年には、手形交換所による取立手数料規制が反トラスト法に違反するのではないかという疑いも広まった<sup>27)</sup>。そこで取立手数料制を見直す気運が一気に高まり、1913年3月、手数料の徴収を各銀行の自由裁量とする地域を拡大することを旨とした取立手数料規制の改正が行われたのである。しかし、本改正では規制の枠組みは大きく変更されず、近隣諸州の銀行のみが新たに自由裁量地域に付け加えられたのに過ぎなかった。また、それも、名宛銀行が小切手を受け取った当日に取立銀行へ額面金額で送金することを前提としていた。そのため、今回の改正は、手数料の全般的な軽減を求める利用者の要求に応えるものではなかったのである。

その後、連銀が小切手の額面取立サービスを提供し始めると、連銀との競争関係上からも取立手数料の削減を行うことが緊急の課題になった。また、連銀の決済サービスを用いて他所宛小切手の取立コストの削減を図るとしても、設立間もない連銀が提供した小切手決済サービスは、民間銀行の取立コストの削減を可能にするほど包括的なものではなかった<sup>28)</sup>。そのため、ニューヨークの銀行は自身で対応することを余儀なくされ、1915年8月に地方手形交換部を設置し、他所宛小切手の取立の集中を図ったのである<sup>29)</sup>。同交換部で取り扱われる銀行は、8月の388行から同年11月の492行にまで増加した<sup>30)</sup>。ここで取り扱われる小切手に対しては、取立手数料の徴収が銀行の裁量に任されたために、交換所加盟銀行が、手数料の削減を求める顧客の要求に、ある程度応えることも可能になった。

1916年7月から連銀が強制額面送金制を採用し、全米規模で小切手の額面取立サービスを開始すると、手形交換所加盟銀行は連銀の決済サービスの利用を増加させていった。地方交換部では、交換所への送金を2日以内に行うことができる地域の銀行宛小切手しか取り扱われなかったが、連銀の決済サービスでは、額面での送金に応じる銀行宛小切手なら、全国一律1枚あたり1.5セントという低料金でその取立を行ったからである。そして、この傾向は、連銀での取り扱いが可能な額面送金銀行が増えるにつれて強まり、それに応じて、取立手数料規制も連銀の決済サービスの利用を前提とした形に変更されていくことになった。

1916年8月、一部地域宛小切手の取立手数料がニューヨーク連銀が公表した日数一覧表に応じて設定されるようになったことを皮切りに、1918年8月には、この方式の適用が各地区連銀の本支店所在地、それに今後、連銀支店の設置が予定されている地点にまで拡張された。またこの際、額面金額の1/4%の手数料を廃止するなど手数料率の大幅な削減も行われた<sup>29)</sup>。さらに、同年10月には、連銀で取り扱われる小切手については、連銀から徴収される手数料以上の金額を、その取立のために支出してはならないという規則が導入された。ニューヨーク連銀では、小切手の取扱手数料の徴収は同年8月から行われていなかった。そのため、この規制は、連銀で取り扱われる小切手については、連銀の決済サービスの利用を事実上強要する効果をもたらした。事実、ニューヨーク連銀の小切手サービスの利用は、1918年9月の289万5243件から10月の402万8151件へと急増したのである<sup>30)</sup>。こうして連銀の決済サービスの利用が増加すると、地方交換部はその存在意義を急速に失い、同交換部は1918年11月に廃止された。

1920年5月には、再び取立手数料規制が変更された。本改正では、連銀で取扱可能な小切手を示す額面リスト (Par List) に州内の全銀行が掲載された州については、取立手数料が連銀の日数一覧表に応じて設定されるようになった。従来、こうした方式は一部地域に適用されたに過ぎなかったが、今回の改正では、手数料設定の主要な方式となったのである。この方式で算定された取立手数料は、もはや取立に必要な経費としての手数料ではなく、取立中の小切手に資金を貸し付けた対価としての金利に過ぎなかった<sup>31)</sup>。預金者は、他所宛小切手の入金時にこの手数料を差し引いた金額を記帳されるものの、通帳に記帳された金額を引き当てに小切手を自由に振り出すことができた。また、1920年の改正後は、取立手数料規制がニューヨーク連銀の日数一覧表や額面リストが変更されるたびに自動的に変更されることになった。そして1926年8月には、取立手数料規制そのものが廃止されるに至ったのである<sup>32)</sup>。

以上のように、ニューヨークでは、取立手数料規制が連銀の決済サービスの利用を前提とする形で変更され、連銀の決済サービスを積極的に利用する対応が見られた。これは、他の連銀所在地でも同じであったと考えられる。連銀所在地の銀行は、他のどの銀行よりも連銀の小切手決済サービスを直接利用する割合が高かったからである (表1参照)。これに対して、地方の銀行の対応は異なっていた。次に、この点について検討しよう。

表1 各種サービスの利用割合

(単位：%)

サービス名	区分	I	II	III	IV	V	VI
小切手の取立	連銀	21	27	56	16	25	14
	コルレス	79	73	44	84	75	86
手形類の取立	連銀	12	12	36	11	13	8
	コルレス	88	88	64	89	87	92
送金小切手の振出	連銀	13	14	21	12	16	10
	コルレス	87	86	79	88	84	90
通貨の供給	連銀	87	86	69	89	97	85
	コルレス	13	14	31	11	3	15
借入	連銀	75	74	86	72	75	75
	コルレス	25	26	14	28	25	25
手形再割引	連銀	89	90	100	86	93	88
	コルレス	11	10	0	14	7	12
資金振替	連銀	56	62	77	49	51	50
	コルレス	44	38	23	51	49	50
公金取扱	連銀	90	91	88	90	93	89
	コルレス	10	9	12	10	7	11

I：連銀加盟銀行270行

II：連銀加盟州法銀行100行

III：連銀所在地にある連銀加盟銀行22行

IV：連銀所在地外にある連銀加盟銀行80行

V：総資産300万ドル以上の連銀加盟銀行80行

VI：総資産300万ドル以下の連銀加盟銀行190行

出典 Demmery [15] p.293.

## 2. 地方銀行の対応

従来から地方の銀行は、自行宛小切手の送金の際に為替手数料を徴収してきたばかりでなく、送金を意図的に遅らすことによってフロート分の金利収入を得るなど、この業務から少なくない収入を得てきた。そのため、連邦準備法に小切手を額面金額で受け入れる規定が設けられることが判明すると、この条項に対して強硬に反対した。なぜなら、連銀が小切手を額面金額で受け入れれば、連銀は必ず額面金額での支払いを名宛銀行に要求するようになり、名宛銀行は為替手数料収入を放棄しなければならないと考えられたためである<sup>30)</sup>。このように為替手数料収入を放棄しなければならないという理由から、当初から地方の銀行は、連銀が小切手決済サービスを行うことに対して否定的な態度をとっていた。

連邦準備法が成立し、連銀が額面金額での小切手取立サービスを開始すると、地方銀行の反発は再び大きくなっていった。1916年5月に連銀が強制額面送金制の実施を発表すると、すかさずニューヨーク、メリーランドなどの各州の銀行協会が反対の決議が採択された。こうした反対運動の結果、同制度の実施は6月から7月に延期されたが、制度それ自体の実施が放棄されるには至らなかった。そこで同年9月に行われた全米銀行協会（American Bankers Association）の年次総会では、民間銀行の為替手数料を徴収する権利を連邦準備法に明記するよう同法の改正を求める決議がなされた。

同総会での決議によって設置された25人委員会 (Committee of twenty five) は、連邦準備法の改正案を作成し、その成立に向けて精力的なロビー活動を展開した。そして1917年6月に成立した連邦準備法の改正では、連銀が料率を規制するとの条件を付けた上で、額面100ドル当たり10セントを超えない範囲で為替手数料を徴収する権利が民間銀行に認められるようになったのである。しかし、法案成立直前に開かれた両院協議会にて、連銀に対してはそのような手数料を徴収してはならないという条文が挿入されたために、この改正は事実上、骨抜きにされてしまった<sup>34)</sup>。むしろ逆に、この条文の挿入によって、連銀は名宛銀行から額面金額で小切手を取り立てる根拠を強化することができたのである。

1917年の改正によって、連銀への額面金額での支払いを義務付けられたのは連銀加盟銀行のみであったが、その後、連邦準備局は、これを連銀非加盟銀行を含めた米国の全銀行に適用しようとした。その際に連銀が用いた論理は、①連邦準備法によって連銀は呈示によって支払われるあらゆる小切手を額面金額で受け入れることを要求されている、②同法の1917年の改正によって、連銀は為替手数料を負担することが明確に禁止された、③よって②の条件を守りつつ①の義務を果たすためには、連銀はあらゆる小切手について額面金額での支払いを受けなければならない、というものであった<sup>35)</sup>。つまり、連銀は、全国統一的な額面送金制を成立させることが連邦準備法によって与えられた義務であると解釈したのである。そこで、先にも述べたように、連銀は、非額面送金銀行の店頭で小切手の呈示を行い、額面金額での支払いを求めるなど、強制的な手法をとることになったのであった。

こうした連銀の動きに対して、地方銀行は、当時でもほとんど利用されなくなっていた銀ドルでの支払いを行ったり、自行宛小切手に連銀での取り扱いを拒否する文言を記入するなどの形で抵抗を試みた<sup>36)</sup>。さらに、1920年3月にはNational and States Bankers' Protective Associationなる団体を結成し、為替手数料徴収の権利を認める法律を制定するよう、連邦議会や州議会に地方銀行全体として圧力をかけていった<sup>37)</sup>。その結果、連邦レベルでは、1920年5月に下院で開かれた公聴会での議論を下敷きに連邦準備法改正案が作成され、その法案の審議が進んだ。また州レベルでも、1920年から1921年にかけてミシシッピ、ルイジアナ、ノースカロライナなど7州において、為替手数料徴収の権利を認める州法が成立することになったのである<sup>38)</sup>。

このように、地方銀行による連銀の強制的な額面取立への反対運動は多岐にわたって行われたが、連銀の方針に最も影響を与えたのは地区連銀と地方銀行との間で争われた数々の訴訟であった。なかでも、リッチモンド連銀とノースカロライナの地方銀行との間で争われた訴訟は、その後の連銀の方針を大きく変えることになった。1923年6月に示された連邦最高裁での判決では、連邦準備法は連銀に全国統一的な額面送金制を確立することを要求していない、との見解がはじめて示されたためである<sup>39)</sup>。そして、この判決の結果、連邦準備局は連銀非加盟銀行が連銀に額面金額で送金するかどうかについては、あくまでも個々の銀行の判断に任せると

の見解を得たのであった。この見解は、翌年8月から実施された決済サービスに関するレギュレーションの中で明記され、それ以降、連銀の決済サービスでは、非額面送金銀行宛小切手は取り扱われなくなった。そして、この連銀の方針転換によって、1921年1月に1,705行にまで減少した非額面送金銀行は、再び増加していった（表2参照）。

以上のように、地方銀行、とりわけ連銀非加盟銀行は連銀の決済サービスの展開に否定的な態度を示した。これは、連銀が額面金額で取立を行うために、為替手数料収入を失うことを恐れたからであった。そのため、連銀非加盟銀行は、連銀の決済サービスを直接利用できる決済会員（Non-Member Clearing Member）になり、連銀の決済サービスを直接利用することもなく、他所宛小切手の取立をすべてコルレス銀行を介して行ったのである。また、コルレス銀行の利用を重視するのは、連銀に加盟している地方銀行にしても同じであった（表1参照）。

表2 非額面送金銀行数の推移

年度	1918	1919	1920	1921	1922	1923	1924	1925	1926	1927	1928	1929
ボストン 連邦準備区	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
ニューヨーク 連邦準備区	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
フィラデルフィア 連邦準備区	102 9.3	0 0										
クリーブランド 連邦準備区	411 21.0	0 0	0 0	1 0.1	1 0.1	5 0.3	10 0.5	10 0.5	8 0.4	10 0.5	9 0.5	9 0.5
リッチモンド 連邦準備区	1,156 55.8	995 48.2	334 15.1	577 26.3	568 26.3	637 29.9	715 34.5	687 34.3	625 33.0	587 32.5	572 32.8	546 33.4
アトランタ 連邦準備区	1,345 67.9	1,219 61.0	1,233 58.7	1,156 56.2	1,129 55.2	1,127 55.5	1,105 55.3	1,102 56.1	1,057 56.7	1,016 56.7	959 55.5	926 57.6
シカゴ 連邦準備区	1,805 32.6	293 5.3	0 0	0 0	0 0	114 2.0	218 3.9	260 4.8	228 4.3	190 3.7	213 4.2	229 4.7
セントルイス 連邦準備区	1,600 50.6	355 11.1	188 5.7	167 5.2	159 4.9	233 7.2	332 10.4	401 12.8	428 14.1	452 15.4	490 17.3	477 17.6
ミネアポリス 連邦準備区	1,743 46.1	1,025 26.8	0 0	154 4.1	188 5.0	445 12.8	853 26.4	1,062 34.5	1,093 39.3	1,137 43.2	1,123 44.7	1,101 46.5
カンザス・シティ 連邦準備区	979 23.5	0 0	0 0	185 4.2	165 3.8	196 4.7	204 5.1	205 5.3	212 5.7	256 7.1	282 8.2	197 6.2
ダラス 連邦準備区	947 49.3	0 0	0 0	23 1.1	52 2.7	95 5.0	153 8.3	182 10.1	197 11.4	204 12.2	208 12.9	207 13.3
サンフランシスコ 連邦準備区	159 8.6	109 6.1	0 0	0 0	26 1.5	44 2.5	57 3.4	61 3.8	65 4.1	58 4.1	55 4.0	62 4.8
全米合計	10,247 35.0	3,996 13.5	1,755 5.8	2,263 7.5	2,288 7.6	2,896 9.9	3,647 12.7	3,970 14.1	3,913 14.5	3,910 14.9	3,911 15.4	3,754 15.4

注：上段は各地区の非額面送金銀行数、下段は非額面送金銀行数の占める割合(%)。

：各年の数値は12月31日のもの。

出典：Board of Governors of the Federal Reserve System [11] pp.54-55 から作成。

### 3. 連銀の決済サービスとコルレス決済網との関係

このように、連銀の決済サービスへの対応に差が生じたのは、連銀のサービスを利用することによって生じるコストと便益が異なるためであった。

まず、連銀所在地など中心地の銀行が連銀の決済サービスの利用を優先するようになったのは、他所宛小切手の取立コストの削減が可能になったためであった。実際に名宛銀行から資金を取り立てることも、それに必要なコストもすべて連銀が負担した<sup>40)</sup>。そのため、中心地の銀行は取立依頼者に対する記録事務を行い、取立に回す小切手を日数一覧表ごとに分類して連銀に提出するだけで、煩雑な実際の取立業務を回避することができたのである。

また、連銀の迅速かつ確実な決済サービスを利用することで、中心地の銀行は自己の負担を抑えつつ、顧客に対して質の高い決済サービスを提供することができた。連銀の決済サービスを用いれば、他所宛小切手の資金転換に要する時間をかなり短縮することができたため、取立依頼人の勘定に即時貸記する場合でも、自らが負担するフロートの金額を削減することができたのである。さらに、連銀の決済サービスを利用することで、決済のために資金を低利のコルレス預金に拘束させる必要が少なくなり、その分、資金の多くを有利な運用対象に回すこともできるようになったのである<sup>41)</sup>。

加えて、収益源の多様化を図れる中心地の銀行にとっては、為替手数料や取立手数料などの内国為替関連の手数料が利益中に占める比率も高くはなかった(表3参照)。そのため、連銀の決済サービスを利用することでこれらの収入が減少しても、経営に及ぼす影響は小さかった

表3 各地域の国法銀行の利益中に占める内国為替関連収入

(単位：%)

年度	国法銀行 全 体	ニューヨーク市	リッチモンド 連邦準備区	アトランタ 連邦準備区	ミネアポリス 連邦準備区	カンザスシティ 連邦準備区	ダラス 連邦準備区
1917	3.2	1.7	4.6	7.9	3.6	3.0	6.9
1918	3.1	1.7	4.3	7.6	3.9	2.8	5.6
1919	3.7	2.4	5.0	7.8	4.6	3.6	5.6
1920	2.6	2.4	3.4	5.5	3.2	3.1	4.2
1921	2.1	1.9	2.0	4.7	3.5	2.1	3.7
1922	2.2	2.8	2.4	4.9	3.5	2.0	4.3
1923	2.2	2.8	2.4	4.5	3.6	1.9	5.3
1924	2.3	2.8	2.3	4.6	4.9	2.4	5.4
1925	2.2	2.7	2.5	4.7	5.1	2.2	4.1
1926	2.0	2.0	2.1	4.4	4.9	2.3	3.9
1927	2.0	1.8	2.3	4.4	5.5	2.5	4.0
1928	1.9	2.1	2.4	4.4	5.3	2.5	3.7
1929	1.9	2.1	2.1	4.2	5.1	2.4	3.3

注：利益は業務粗利益(粗金利収入－支払金利＋内国為替関連収入＋その他)

：内国為替関連収入は為替手数料＋取立手数料

：年度は通貨監督官のデータ徴集期間(当年7月1日から翌年6月30日迄)

出典：Annual Report of the Comptroller of the Currency 各年度版より作成。

のである。

一方、地方の銀行にとっては、連銀の決済サービスを利用するよりもコルレス決済網を利用する方が大きな便益を得ることができた。例えば、連銀には日数一覧表ごとに小切手を区分して送付しなければならなかったのに対し、コルレス銀行には手形類の取立も含めて一括して送付することができた。また、連銀では他所宛小切手の資金化に一定の時間を要したのに対し、コルレス銀行では即時に貸記された<sup>40)</sup>。さらに、州法銀行の準備規定が、従来通りコルレス預金の一定部分を準備金として認めていたこともあげられよう<sup>41)</sup>。法定準備金の一部をコルレス勘定に保有しているのならば、新たに連銀内に決済勘定を設けて資金を拘束するよりは、その勘定を用いて取立を行う方が個別銀行にとっては合理的だったのである。

また、金利収入に依存せざるを得ない地方の銀行にとって、内国為替関連収入の持つ意味は、中心地の銀行とは幾分異なっていた。確かに、収益中に占める比率は中心地の銀行と比べてもさほど高いわけではなかった（表3参照）。しかし、第一次大戦後の農業不況を契機にした貸し倒れの激増で、農村地域の銀行の収益が激減した事実を考慮すれば<sup>42)</sup>、こうした手数料収入の銀行経営上で持つ意味が、単なる数値以上のものであったことは容易に想像されよう。そのため、地方の銀行は、顧客から請け負った他所宛小切手の取立には利便性の高いコルレス銀行のサービスを利用し、自行小切手の取立には為替手数料を徴収して、収入の増加を図ろうとしたのである。

このようにして生まれた両者の対応の差は、二つの決済サービスが並立していたことを示すものではなかった。地方の銀行が用いるコルレス決済網は連銀所在地など中心地の銀行を支点としていること（表4参照）、また、連銀の決済サービスの利用が年々拡大していることから

表4 各州の銀行のコルレス銀行所在地（1925年）

（単位：行）

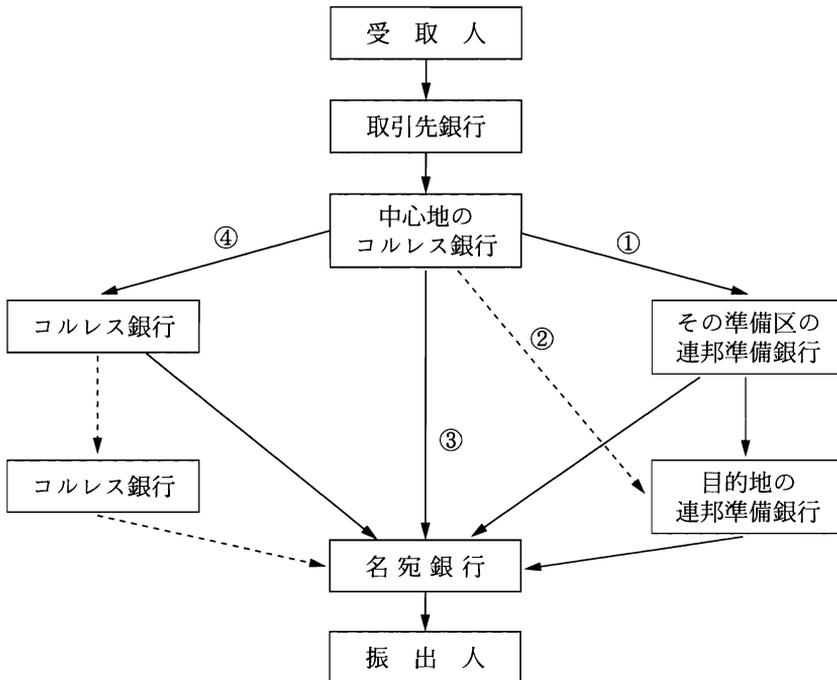
州名 都市名	マサチュー セッツ	ニュー ヨーク	ペンシル バニア	バー ジニア	ジョー ジア	テキ サス	オハ イオ	イリ ノイ	ミネ ソタ	ミズー リ	カン ザス	カリフォ ルニア
ボストン	392	52	32	13	14	15	18	27	9	17	6	20
ニューヨーク	207	853	1,356	335	600	1,146	934	832	557	405	699	515
クリーブランド	1	6	14	1	1	0	509	5	0	2	0	1
フィラデルフィア	87	137	1,095	74	26	29	44	21	9	19	3	17
リッチモンド	0	0	0	236	7	0	0	0	0	0	0	0
アトランタ	0	0	0	0	435	0	0	0	0	0	0	0
シカゴ	34	49	82	20	20	166	163	1,705	652	477	155	217
ミネアポリス	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1,002	0	0
カンザス・シティ	0	0	0	0	0	207	0	1	1	586	1,222	4
ダラス	0	0	0	0	0	544	0	0	0	0	0	0
サンフランシスコ	2	0	5	0	0	4	0	5	0	6	0	485
報告銀行総数	429	914	1,602	515	655	1,600	1,101	1,896	1,353	1,542	1,293	644

注：アンケート調査から作成しているため、州内の全銀行をとりあげているわけではない。  
出典：Watkins [32] pp.408-411.（原出典：American Bank Reporter, 1925.）

(図1参照)、連銀の決済サービスとコルレス決済網は中心地の銀行を接点として結合していたと考えられる。つまり、中心地へはコルレス決済網を通して小切手の取立が依頼され、中心地からは連銀の決済サービスを利用してその取立を行うという関係が成立していたのである<sup>45)</sup>。

しかし、中心地の銀行は、連銀のサービスのみを用いたわけでもなかった。先にも触れたように、連銀の決済サービスでは、連銀に額面送金しない銀行の小切手は取り扱われなくなったため、それらの取立には、中心地の銀行もコルレス決済網を利用せざるをえなかった。また、取扱小切手によっては、連銀の決済サービスを利用することで、かえって取立に時間を要する場合もあった。このような場合には、コルレス決済網が優位性を発揮した<sup>46)</sup>。そのため、中心地の銀行も連銀の決済サービスに小切手の取立を一本化せず、従来通りコルレス決済網も維持し、必要に応じて両者を使い分ける体制をとっていたのである(図2参照)。そして、このようにすることで、中心地の銀行は、他所宛小切手の取立コストの削減を図りつつ、傘下のレスポネンデント銀行に広範な決済サービスを提供することができたのである<sup>47)</sup>。

図2 他所宛小切手の取立



①はコルレス銀行が所在する連邦準備銀行に取立を依頼する場合。

②は名宛銀行が所在する連邦準備銀行に直接送付する場合。

③は名宛銀行とコルレス関係にある場合。

④は名宛銀行近郊のコルレス先に取立を再依頼する場合。

-----> はあまり一般的でない場合を示す。

#### 4. 当座勘定の収益管理と口座維持手数料の普及

1920年代には、当座勘定の収益管理手法がはじめて全国的に普及し、それに伴って口座維持手数料制の導入も活発になった。ここでは、収益管理手法の普及と連銀の決済サービスとの関連について、簡単に述べておきたい。

まず最初に、当時行われた収益管理の手法について簡単に解説しておく<sup>48)</sup>。

はじめに、①分析する勘定の平均残高を元帳から計算し、この金額から取立中の小切手（フロート）金額や、法定準備金を差し引く。これがその月の運用可能な純残高となる。②①に予定される運用利回り（5から6%）を掛ける。その金額が口座から得られる粗収入となる。③これに勘定保有者から徴収した内国為替関連の手数料を加える。その金額が口座から得られる総収入となる。④③から支払金利、小切手取扱経費など勘定の維持に必要な経費を差し引く。この金額がプラスであるかマイナスであるかによって、口座からの損益を判断する。

当時、こうした計算を行うには、電算技術が発達した現代とは比較にならない程の労力が要求された。また、個々の項目、とりわけフロート金額と小切手取扱経費を正確に把握することには、かなりのコストを要した。前者は、他所宛小切手の資金化に要する日数が個別ばらばらであり、計算の標準化が困難であったためである。そして後者は、厳密な原価計算技術が要求されたためであった。これらのために、当初は、内部の管理体制がある程度確立した大銀行でしか、こうした手法をとることは出来なかった。

しかし、その後、口座管理手法は地方の銀行にまで急速に普及して行くことになった。その背景には、まず経済的な問題があった。1920年代の半ばには、貸出利率や証券利回りの低下傾向が明らかになり、銀行の金利収入は伸び悩んだ。加えて、連銀の決済サービスの拡張によって名宛銀行による額面支払の慣行が広がると、為替手数料による収入も伸び悩んだ。このように収入増の見込みが立たない一方で、定期性預金の増大による利払いの増加、人件費の増加などによって、経費は急増した<sup>49)</sup>。こうした状況に対処するために、地方でも、収入源の多様化と経費の削減を図る様々な措置をとることが求められたのである<sup>50)</sup>。

加えて、業容が急速に拡大した地方の銀行では、従来、当座預金の質よりも量を重視した経営が行われてきた。そのため、預金者に有利な諸慣行が形成され、銀行に対する大きな負担となっていた。このことは、例えば、預金金利の支払方式を見ると理解されよう。地方では、当座勘定への利払いは元帳ベースで行われていたため、実際に資金転換されていない小切手についても付利されたのである。これに対して、収益管理が徹底していた都市部の銀行では、金利の計算は元帳ベースではなく、フロート分を差し引いた実質預金ベースで行われていた。そのため、預金者に有利な金利払いとコルレス銀行からの金利収入の減少の両面で、地方の銀行の負担は増大することになった<sup>51)</sup>。また、資金化されていない小切手を引き当てに、預金者が無料で小切手を振り出すことが認められていたことも負担を増す原因のひとつであった<sup>52)</sup>。そして、このような預金者に有利な諸慣行が行われた結果、小額預金者が急増したことが何より問

題となったのである。

また、全米銀行協会が当座勘定の収益管理手法の標準化を行い、その普及に努めたこともこれを普及させた要因にあげられよう<sup>53)</sup>。従来、大銀行で行われていた管理手法は複雑で、地方の小銀行がそのまま導入できるものではなかった。そのため、全米銀行協会が公表した方式では、内部の管理体制がさほどしっかりしていない小銀行でも導入が容易に行えるよう、様々な点で簡素化が図られていた。とりわけ、大銀行でも問題になっていた小切手取扱経費の算定と、フロート金額の算出の簡素化がその中心であった。

まず、小切手取扱経費の算定は、当座勘定を取り扱う営業部門 (Commercial Department) で費やした諸経費を、単に取り扱った小切手の件数で割ったものを小切手1枚当たりのコストとした。そして、この数値は半年から一年の間同じものが利用された。また、フロート金額については、「銀行の所在地が連銀所在地でなければ、連銀が公表する日数一覧表に示された日数に、一日加えた数字を用いることがよい方法である。取り扱われるアイテムがこの代理人 (連銀) を通じて取り立てられる、または取り立てられる可能性がある、ないに関係なく、連銀の日数一覧表はフロート金額を計算するための満足いく基礎になる」<sup>54)</sup> と、連銀の日数一覧表を基礎として、算出の簡素化を図ったのである。

こうして口座管理手法が簡素化されると、この手法を導入する銀行は1925年から28年にかけて急増した。そして管理手法の導入によって、いかに多くの勘定が損失を出しているのかが理解されるようになったのである。そして、その対策として、口座維持手数料制の導入が急速に進んでいくことになった。1925年初頭には、すでに38州、100市でこの手数料規制が導入されていたが<sup>55)</sup>、収入増、少額預金の減少、会計コストの削減といった成果が明らかになるにつれ<sup>56)</sup>、手数料規制を導入する地区は、一年後、ほぼ200地区にまで拡大した。またこの動きは、「近年の最も重要な発展は、この (手数料制導入の) 動きが小コミュニティや地方にまで広がっていることである」<sup>57)</sup> という証言からもわかるように、地方へと急速に進んでいった。そして、1928年には、全国でほぼ2,000地区がこの手数料制を導入するようになったのである<sup>58)</sup>。

#### IV 結びにかえて—連銀の決済サービスがもたらしたもの—

連銀の決済サービスがもたらしたものの第一は、まず、国民経済的な便益であった。連銀は従来、民間銀行が行っていた隔地間決済に介入した。その際、連銀は名宛銀行からの額面金額での取立、連銀への取立の集中、名宛銀行への直接送付といった効率の高い取立方式を採用した。その結果、従来よりも迅速、安価、確実な取立が行われるようになり、取立の効率といった側面で、小切手というインストルメントの信頼性の向上に大きく貢献した<sup>59)</sup>。また、取立の効率の向上は、取立手数料の引き下げをもたらした。さらに、連銀で集中した決済が行われ、準備勘定を通じた振替決済がなされるようになったため、連銀の介入は隔地間決済に伴うシステム・リスクを削減する効果をもたらした。

第二に、小切手決済制度の編成の変化である。地方の銀行がコルレス銀行に取立を依頼する慣行は変化しなかったが、従来からコルレス網の結末点であった連銀所在地の銀行は、連銀の決済サービスを積極的に利用するようになった。つまり、連銀所在地の銀行を支点として、コルレス決済網と連銀の決済サービスとが層状に結合するようになったのである。また、連銀所在地の銀行は、レスポネント先から受け入れた小切手を連銀の決済サービスで取立てただけでなく、連銀が取り扱えない小切手については、傘下のコルレス決済網を通して取り立てた。こうして、連銀所在地の銀行は、自らの負担の軽減を図りつつ、傘下のレスポネント銀行に広範な決済サービスを提供しようとした。

最後に、連銀の決済サービスが可能にした取立業務の標準化が与えた影響である。連銀が日数一覧表を公表し、小切手の資金化に要する日数を定式化したことは、単に民間銀行の小切手取立業務の効率を向上させ、取立手数料の削減を可能にただけではなかった。当座勘定の収益管理手法の普及を促進させることにもなったのである。収益管理を正確に行うためには、実質的な貸出可能残高を算出することがまず必要になる。従来、フロート金額の算定が困難であったために、この残高を正確に計算するためには、かなりの労力を必要とした。そのため、この方式を導入できたのは、一部の銀行にとどまっていた。しかし、連銀の決済サービスの普及によって取立業務の標準化が進むと、フロート金額の測定が容易になり、収益管理手法の簡素化が可能になった。その結果、1920年代半ばには、地方の小銀行までがこれを採用することになった。

#### 注

- 1) また、決済制度の発展の歴史的経緯や、国ごとの特殊性を理解することは、「銀行隔離論」や、電子マネー等の新しい支払の手段の普及を論じる場合にも必要になる。なお「銀行隔離論」については、根津 [5] 第1章を参照されたい。
- 2) 拙稿（島田 [3]）を参照されたい。
- 3) 連邦準備制度設立以前の小切手決済とその問題点の詳細については、拙稿（島田 [3]）を参照されたい。
- 4) Willis [34] pp.229-230.
- 5) Conway = Patterson [14] p.376.
- 6) Willis [35] pp.602-603 ; *Journal of Political Economy*, vol.23 ,pp.393-394.
- 7) 1914年10月にワシントンで開かれた各地区連銀総裁と連邦準備局の会談では、連銀の決済サービスを漸次的に発展させることがうたわれた。そして、とりあえず開業時には、地区連銀宛小切手、地区内の準備都市、中央準備都市に所在する銀行宛小切手を即時貸記ではなく、据置貸記方式で取り扱うことが定められた。この会談の内容は、同年11月に公表された内国為替委員会のレポートでも追認された (*Commercial and Financial Chronicle*, November 21, 1914)。
- 8) サンフランシスコ連銀では、開始が1915年8月に遅れた。また、勘定記入は、据置貸記、据置借記方式で行われた。この措置は、同連銀の管轄地域が他の地区よりも広大であるためにとられた。
- 9) 任意額面送金制度の参加銀行数と連銀加盟銀行数は *Second Annual Report of the Federal Reserve Board*, 1915, p.16を参照した。なお、商業銀行の数は1915年に全米で28,017行、16年に28,362行であった (*All Bank Statistics United States 1896-1955*, p.33)。

- 10) *Second Annual Report of the Federal Reserve Board*, 1915, p.275.
- 11) ニューヨーク連銀も、同プランへの参加が伸びなかった最大の理由としてこの点をあげている (*Second Annual Report of the Federal Reserve Board*, 1915, p.168)。
- 12) 地区連銀所在地内の銀行宛小切手のみ、即時貸記ではなく、据置貸記方式で取り扱われた。この際生じる連銀間の決済は、1915年5月にワシントンに設置された金決済基金 (Gold Settlement Fund) で行われた。地区連銀間の債権・債務は相殺され、相殺残は同基金の持ち分の変更を行う事で決済された。この決済は1918年6月まで週1回しか行われなかった。
- 13) Clark [13] p.141 ; 川合 [1] p.128.
- 14) 連邦準備局が1915年7月に行った任意額面送金制度の実施状況に関するアンケートでは、強制加入を続けているカンザス・シティ連銀と、まだ同制度を導入していなかったサンフランシスコ連銀を除く地区連銀10行のうち7行が、連銀の小切手決済サービスの拡張のためには何らかの強制的手法を用いる必要があると回答していた (*Federal Reserve Bulletin*, August, 1915, pp.193-195)。
- 15) そのため、即時貸記、即時借記方式の場合とは異なり、連銀が立て替え払いを行う必要も生じた。
- 16) *Third Annual Report of the Federal Reserve Board*, 1916, p.10.
- 17) 1915年の数字は *Second Annual Report of the Federal Reserve Board*, 1915, p.83を、1916年の数字は *Third Annual Report of the Federal Reserve Board*, 1916, p.11を参照した。
- 18) 連邦準備局が替小切手、連邦準備振替小切手の詳細、連銀による資金振替サービスの実態については、Beach [9] pp.123-129を参照されたい。
- 19) *Fifth Annual Report of the Federal Reserve Board*, 1918, pp.76-77.これらの手数料が廃止された理由はふたつあった。まず、連銀の儲けすぎへの批判にこたえる必要があった。次に、戦時輸送の急増による輸送網の混乱を原因に、小切手の資金化にこれまで以上の時間を必要とすることになったため、利用銀行の不満が大きくなったことがあった (*Commercial and Financial Chronicle*, May 18, 1918)。
- 20) 1917年6月の連邦準備法の改正で、連銀非加盟銀行が非加盟のまま、連銀の決済サービスを直接利用することができるようになった。決済会員 (Non-Member Clearing Member) の創出である。彼らは連銀内に一定額の預金を保有することによって、決済サービスに限り、正規の加盟銀行と同じ特権が与えられた。
- 21) *Fifth Annual Report of the Federal Reserve Board*, 1918, p.206.
- 22) Spahr [29] p.248. (原数字は *Federal Reserve Bulletin*.)
- 23) W.R.Burgess は、連銀の小切手決済サービスによって、他所宛小切手の取立に要する日数が従来のおよそ半分になった述べている (Burgess [12] p.137)。
- 24) ニューヨーク手形交換所協会では、名宛銀行の所在地域に応じて、自由裁量、小切手金額の1/10%、同1/4%の手数料率を定め、取立依頼者からの徴収を要求していた。この料率は、1/10%の手数料が徴収される地域については年率8.62%で、1/4%の手数料が徴収される地域については年率12.86%で、小切手資金を預金者に貸し付けることに等しかった。取立手数料制の導入の経緯やその影響については、拙稿 (島田 [3]) を参照されたい。
- 25) *Commercial and Financial Chronicle*, January 28, 1911 ; February 11, 1911.
- 26) 1914年12月にニューYork連銀で取り扱われ、額面金額で即資金転換された小切手は、他の地区連銀宛小切手とニューYork、ブルックリン、オールバニーの合計41銀行宛小切手に過ぎなかった (*Commercial and Financial Chronicle*, December 14, 1914)。また、翌年6月から開始された任意額面送金制に参加した銀行も110行余りに過ぎなかった。
- 27) Clark [13] では、ニューYork手形交換所協会の地方手形交換部は、ニューYork連銀に対する反感のみで設立されたとされる (pp.137-143)。しかし、地方手形交換部の設置は、全米銀行協会が1914年に主要都市の手形交換所協会に対して地方手形交換部の設置を求める通達を出したことへの対応でも

- あった。ボルティモアでも、この通達に基づいて1916年地方交換部が設置された（Hales [20] pp.198-206）。
- 28) *Commercial and Financial Chronicle*, October 9, 1915 ; November 6, 1915.
- 29) 連銀の日数一覧表に応じた手数料率の決定方式は以下の通りである。ニューヨーク連銀で即日、または受取1日後に資金化される小切手については銀行の自由裁量、受取2日後のものについては額面金額の1/40%、同じく4日後のものについては1/20%、同じく8日後のものについては1/10%であった。この料率は、年率4.5%で小切手資金を貸し付けることに等しかった。16年8月の取立手数料規制の変更については *Commercial and Financial Chronicle*, July 15, 1916を、18年8月の改正については *Commercial and Financial Chronicle*, August 3, 1918を参照されたい。
- 30) *Fifth Annual Report of the Federal Reserve Board*, 1918, p.331.
- 31) 1920年の取立手数料の改正については、*Commercial and Financial Chronicle*, April 17, 1920を参照されたい。また、シカゴ、セントルイス、ミネアポリスなどでも、取立手数料は、取立期間中に小切手資金を貸し付ける金利として設定されていた（Preston [26] p.588）。
- 32) その後、取立手数料の徴収は各銀行の任意となった。ただし、同時に金利計算方式も変更され、実際に資金転換されていない小切手には付利しないことが定められた。詳細については、Alexander [8] ; *Commercial and Financial Chronicle*, July 10, 1926; July 17, 1926を参照のこと。
- 33) 連邦準備法制定時における小切手の額面受け入れ規定に関する議論の詳細については、川合 [1] pp.122-127を参照されたい。
- 34) 「議会における議論の大半が、他所宛小切手の取立に加盟銀行が手数料を徴収することを認める規定に費やされてしまったため、これら（発券と加盟銀行の準備規定：筆者注）の改正の重要性はかなり曖昧になってしまった。」という論評（*Commercial and Financial Chronicle*, June 23, 1917）からもわかるように、1917年の改正での手数料問題に関する議論は極めて激しいものであった。1917年の改正については、Warne [31] も参照されたい。
- 35) *Seventh Annual Report of the Federal Reserve Board*, 1920, p.65.
- 36) Preston [26] pp.565-590.
- 37) *Journal of American Bankers Association*, Vol.12, 1920, pp.497-498.
- 38) 為替手数料の徴収が権利なのかあるいは義務なのか、国法銀行を含むのかなどの点については、各州ごとに異なっていた。各州の法律の差異については、Jones [23] p.159の表Ⅶを参照されたい。
- 39) 連銀と地方銀行との間で行われた一連の訴訟については、Tippetts [30] chap. XIVを、またリッチモンド連銀のケースについては川合 [1] も参照されたい。
- 40) その分、連銀の負担は大きかった。例えばニューヨーク連銀では、1923年、小切手などキャッシュ・アイテムの取立に1,705,245ドルを支出した。この金額は同連銀の総支出688万136ドルの約4分の1を占めている。手形などノン・キャッシュ・アイテムの取立に要した50万1816ドルとあわせた決済サービス全体の支出は、再割引といった加盟銀行への貸出に要する支出をはるかに超え、ニューヨーク連銀での最大の支出項目であった（Goldenweiser [17] pp.280-282）。
- 41) Burgess [12] p.137.
- 42) Demmery [15] pp.301-302 ; Watkins [32] p.138.
- 43) 州法銀行の準備規定については、さしあたり *Federal Reserve Bulletin*, 1924, p.154を参照のこと。
- 44) 例えば、ダラス連邦準備区における国法銀行の資本収益率は、1919年の15.57%から21年の1.32%へと急減した。また、カンザス連邦準備区でも23年には1.22%、ミネアポリス連邦準備区でも同じく1.71%と、それぞれ急減した。20年代の農業不況の経緯については、河村 [2] を、20年代の米国の商業銀行全般の動向については、平田 [6]、平田 [7] を参照されたい。
- 45) Demmery [15] p.302.

- 46) Beckhart [10] pp.234-237. コルレス決済網の利用が優先される場合として、他にも、取立銀行と名宛銀行が直接コルレス関係にある場合や、名宛銀行と同じ都市に取立銀行がコルレス先を持っている場合があげられている。
- 47) また連銀所在地の銀行は、連銀非加盟銀行に連銀への支払いの手段を提供することもできた。連銀非加盟銀行からの支払いには、連銀は現金また即座に資金転換可能な支払指図しか受け取らなかったため (Willis = Steiner [36] p.606)、連銀非加盟銀行は連銀所在地の銀行をコルレス先に指定し、コルレス預金を引き当てに振り出した送金小切手で、連銀への支払いをしなければならなかった。
- 48) 詳細は、Graham [18]を参照されたい。
- 49) 金利についてみると、例えばCPレートは1919年を100として1925年には74.3にまで低下した。また、公社債の利回りも同じく89.9にまで低下した。また、経費についてみると、1919年から1925年までの間に総預金が国法銀行全体で41.5%増えたのに対し、支払預金金利の増加は65.2%であった (Hawes [21])。
- 50) たとえば、Miller [24] を参照。また、全米銀行協会年次総会でのJ.S.Loveの報告 (“Declining Income and Rising Banking Cost”, *Commercial and Financial Chronicle, Bankers' Convention Section*, November 12, 1927) も参照されたい。
- 51) Wolfe [37] pp.427-428 ; Jones [23] p.17.
- 52) Jones [23] p.17.
- 53) 全米銀行協会が定めた手法の内容は、手形交換所部門内の口座分析委員会 (Committee on Analysis) 委員長O.H.Wolfeによって、1925年1月に *American Bankers Association Journal* 誌で公表された。
- 54) Wolfe [37] p.429.丸括弧内は筆者が追加した。
- 55) Graham [19] p.594.総じて大都市では最低要求残高は高かった。例えばニューヨーク市では、口座開設時に最低200ドル要求され、その後、平均残高が200ドルを下回れば、1ヶ月当たり1ドルの口座維持手数料を徴収された。
- 56) 口座維持手数料の導入から生じる利点として、その他にも預金総額の増加、テラーの負担の軽減、「過振り」の減少、不渡りの減少などがあげられている (Wettack [33] p.540)。
- 57) Simmonds [27] p.615.丸括弧内は筆者が追加した。
- 58) *Commercial and Financial Chronicle*, March 3, 1928.手数料制の普及に伴い、料率の統一を求める声が高まった。そこで、1928年に全米銀行協会は、地方では1ヶ月の平均残高50ドル以下に対して50セント、都市では平均残高100ドル以下に対して1ドルの口座維持手数料を導入するよう各銀行に求めた。その後、原価管理技術の発展と経済状況の変化を反映して、29年頃から、口座維持手数料という均一の手数料だけでなく、サービス別の手数料を徴収する銀行が増加していった (Mitchell [25])。また、1934年の銀行コードのもとで、サービス別手数料制を全国統一的に導入する試みがなされた。これについては、須藤 [4] を参照されたい。
- 59) 1925年末、米国商務省の支援を受けて、従来、銀行ごとに異なっていた小切手様式を統一する試みが始められた。とりあえず、小切手用紙の大きさの統一が26年3月から行われ、その後、小切手上的の文言や小切手用紙そのものの統一が行われた。これらの措置によって、銀行の事務効率の向上とともに、小切手そのものの信頼性も向上した (Simmonds [28])。

## 参考文献

- [1] 川合研 「連邦準備制度の成立と米国決済制度の改革」『証券経済』第185号、1993.
- [2] 河村哲二「1920年恐慌－アメリカを中心として－」、侘美義彦、杉浦克己編『世界恐慌と国際金融』有斐閣、1982.
- [3] 島田顕生 「キャッシュレス・ペイメントと支払慣行－国法銀行制度下の米国を対象として－」『経営研究』第47巻第2号、1996.
- [4] 須藤功「ニューディール期アメリカにおける銀行の組織下」、権上康男 他編 『20世紀資本主義の形成－自由化と組織化－』東京大学出版会、1995.
- [5] 根津智治 『金融革命と銀行行動』行人社、1995.
- [6] 平田喜彦 「1920年代のアメリカにおける銀行資産構造の変化」『経済学季報』第12巻第1, 2号、1962.
- [7] 平田喜彦 「アメリカにおける商業銀行の集中－1920年代－（一）」『経済学季報』第13巻第3, 4号、1963.
- [8] Alexander, L., "The New Order in New York," *American Bankers Association Journal*, September 1926.
- [9] Beach, F.M., *Bank System and Accounting*, New York: Ronald Press, 1927.
- [10] Beckhart, B.H. and J.G.Smith, *New York Money Market, vol.2, Sources and Movements of Funds*, New York: Columbia University Press, 1932.
- [11] Board of Governors of the Federal Reserve System, *Banking and Monetary Statistics 1914-1941*, (Rep.ed.1976).
- [12] Burgess, W.R., "How the Federal Reserve Has Made Checks More Widely Acceptable," *American Bankers Association Journal*, September 1925.
- [13] Clark, L.E., *Central Banking under the Federal Reserve System*, New York: Macmillan Company, 1935.
- [14] Conway, T. and E.M.Patterson, *The Operation of the New Bank Act*, Philadelphia: J.B.Lippincott Company, 1914.
- [15] Demmery, J., "Correspondent Banks and the Federal Reserve System," *University Journal of Business*, Vol.2, June 1923.
- [16] Duprey, J.N. and C.W.Nelson, "A Visible Hand: The Fed's Involvement in the Check Payments System," *Quarterly Review*, (Federal Reserve Bank of Minneapolis), Spring 1986.
- [17] Goldenweiser, E.A., *Federal Reserve Systems in Operation*, New York: McGraw-Hill Book Company, 1925.
- [18] Graham, D.G., "Practical Analysis Methods for Large Banks," *American Bankers Association Journal*, August 1921.
- [19] \_\_\_\_\_, "The Charge of the Right Bridge," *American Bankers Association Journal*, March 1925.
- [20] Hales, C.A., *The Baltimore Clearing House*, Baltimore: Johns Hopkins Press, 1940.
- [21] Hawes, R.S., "The Mounting Cost of Deposits," *American Bankers Association Journal*, November 1926.
- [22] Jones, T.C., *Clearing and Collections; Foreign and Domestic*, New York: Columbia University Press, 1931.
- [23] Jones, W.G., *The Service Charge on Demand Deposits*, New York: Bankers Publishing Company, 1930.

- [24] Miller, A., "The Trend of Banking Costs and Profits is Leading to-?," *American Bankers Association Journal*, August 1928.
- [25] Mitchell, C.G., "Per Item Charge Pay Profits," *American Bankers Association Journal*, December 1929.
- [26] Preston, H.H., "The Federal Reserve Banks' Systems of Par Collections," *Journal of Political Economy*, Vol.28, July 1920.
- [27] Simmonds, F.W., "Small Accounts Pay Their Way," *American Bankers Association Journal*, March 1926.
- [28] \_\_\_\_\_, "A Plan for Simplified Checks," *American Bankers Association Journal*, January 1928.
- [29] Spahr, W.E., *The Clearing and Collection of Checks*, New York: Bankers Publishing Company, 1926.
- [30] Tippetts, C.S., *States Banks and the Federal Reserve System*, New York: D. Van Nostrand Company, 1929.
- [31] Warne, C.E., "Enforced Par Remittance under the Federal Reserve System," *Quarterly Journal of Economics*, Vol.36, February 1922.
- [32] Watkins, L.L., *Bankers' Balances*, Chicago: A.W. Shaw Company, 1929.
- [33] Wettack, F.S., "The Service Charge in Country Banks," *American Bankers Association Journal*, February 1926.
- [34] Willis, H.P., *The Federal Reserve - A Study of the Banking System of the United States*, New York: Doubleday, Page & Company, 1915.
- [35] \_\_\_\_\_, *The Federal Reserve System*, New York: Ronald Press Company, 1923.
- [36] \_\_\_\_\_ and W.H. Steiner, *Federal Reserve Banking Practice*, New York: D. Appleton and Company, 1926.
- [37] Wolfe, O.H., "How to Make an Analysis of the Cost of Accounts," *American Bankers Association Journal*, January 1925.